

薬食発 1 2 2 7 第 7 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

医薬品等輸入監視要領の改正について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物（以下「医薬品等」という。）の輸入監視については、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「医薬品等輸入監視要領の改正について」（平成 1 7 年 3 月 3 1 日付け薬食発第 0331002 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。）により実施されているところであるが、今般、輸入手続の一層の明確化を図るため、別添のとおり「医薬品等輸入監視要領」を定め、平成 2 3 年 1 月 1 日から実施することとしたので通知する。

また、本件の実施における「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」については、別添参考のとおり財務省関税局長宛通知済みであることを申し添える。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止する。